

解体工事の制限付き一般競争入札の段階的な入札参加資格要件

建設業法 上の解体 工事業資 格要件 (※1)	法施行 (H28.6) ▽		(H31.6) ▽	(H33.3) ▽
	建設業許可 (とび・土工)	(経過措置) とび・土工工事業の技術者		
	建設業許可 (解体工事業)	(経過措置) 新しい解体工事業の技術者もしくはとび・土工工事業の技術者		(法本施行) 新しい解体工事業の技術者
南魚沼市 の解体工 事業の <u>入</u> 札参加資 格要件	平成30・31入札参加資格適用開始 (H30.5) ▽		(H31.4) ▽	(H34.5) ▽
	資格工種	「とび・土工」又は「解体工事」	「解体工事」	「解体工事」
	基本要件 完工高	「土木一式」「建築一式」「と び・土工」又は「解体工事」の 完工高が1,000万円以上	「土木一式」「建築一式」「とび・土工」 又は「解体工事」の完工高が1,000万円以上 (※2)	「解体工事」の完工 高が100万円以上 (※3)
産業廃棄物収集運搬 許可の要件	不要 (平成30・31入札参加資格適用開始から) ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、元請業者は許可が不要。下請業者等は許可が必要なため工 事担当課が許可証等で確認する。			
備考	<p>※1：1契約で500万円以上の解体工事を請負うためには、建設業法上の「解体工事」の資格が必要 (ただし、平成31年4月までは「とび・土工」の資格でも可能)</p> <p>※2：平成34年4月までは、解体工事業の許可取得後の経審での解体工事のみが完工高となるため、実績額が低くなる 可能性があることを考慮して、完工高要件を『「土木一式」「建築一式」「とび・土工」又は「解体工事」の完成 高が1,000万円以上』のままとする。</p> <p>※3：平成34年5月から当分の間は完工高要件を『「解体工事」の完成高が100万円以上』とし、必要に応じて完成高 の額を変更する。</p>			